

日本学生支援機構寄附金事業
「JASSO 災害支援金」の
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその父母等の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

2024 年 4 月

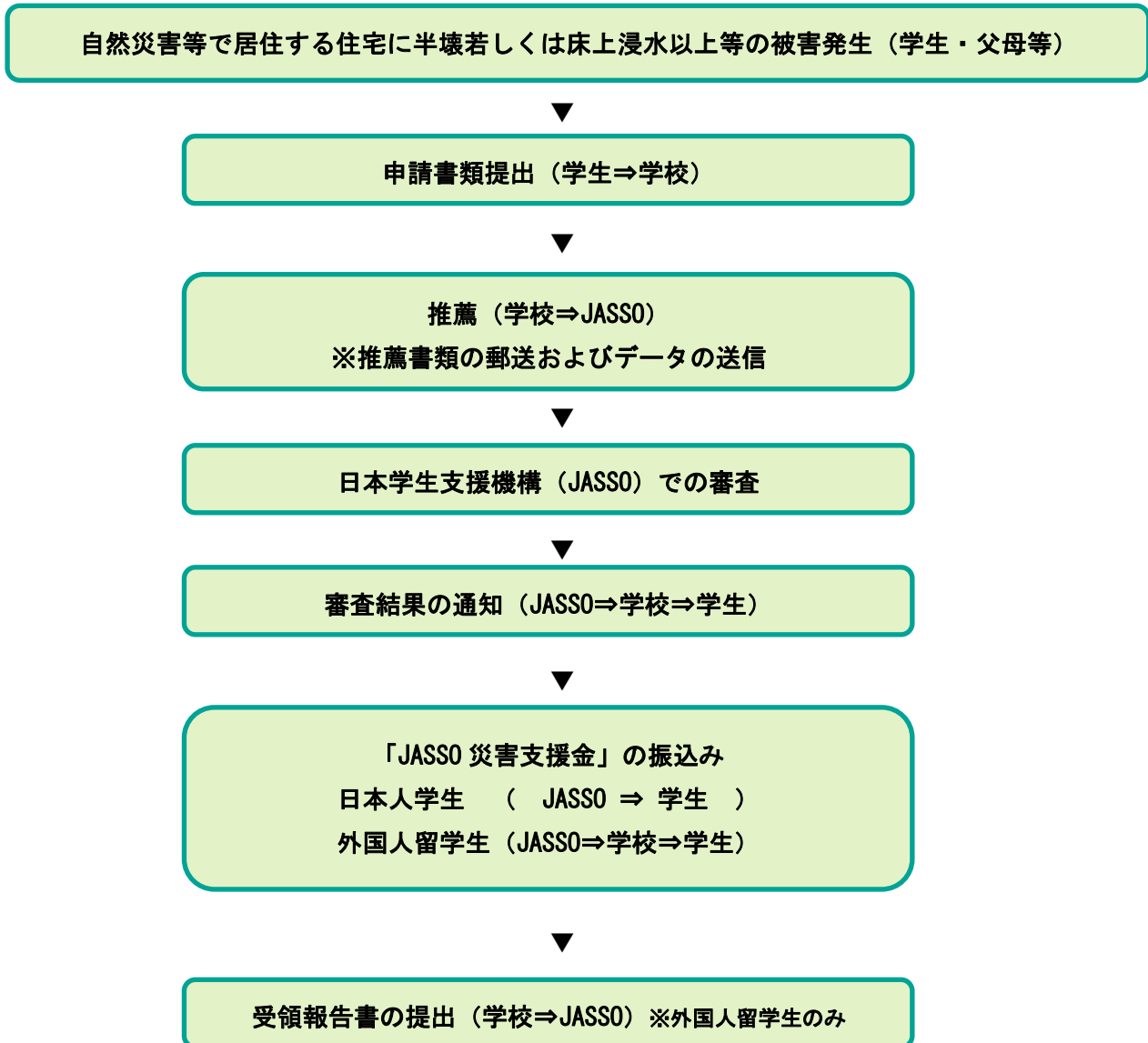


独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

目次

申請要項	・・・	1～10
Q&A	・・・	11～15
様式	・・・	16～25

「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ



日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」申請要項

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

自然災害等により、学生・生徒（以下「学生等」という。）又はその父母等（原則は父母だが、主として他の人の収入により学生生活を維持している場合はその人）が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金の支給を行う。

2. 申請資格

以下の全ての要件に該当する人。

- (1) 次のいずれかに在学中の学生等であること。
 - ① 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程（外国人留学生を含む。）
 - ② 海外大学の日本校（第二種奨学金（海外）の対象校及び対象課程の日本人学生に限る。）
- (2) 外国籍の学生等は、次のいずれかに該当すること。
 - ① 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
 - ② 定住者のうち、将来日本に永住する意思がある人
 - ③ 家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思がある人
ア 日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国したこと。
イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業していること（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。
 - ④ 外国人留学生の在留資格は、「留学」であること。ただし、海外大学の日本校に在学中の外国人留学生を除く（申請対象外）。
- (3) 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。
- (4) 罹災時、申請時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中（留年見込みを含む。）ではないこと。
 - ※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。
 - ※ 大学・短期大学の別科は、助産師、視能訓練士等、職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限る。
 - ※ 成績に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している時に発生した災害は対象とする。
 - ※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。

※ 同一の災害につき、申請は1回とする。

※ 本機構の貸与・給付奨学金利用の有無は問わない。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

3. 支給額

10万円（返還不要）

4. 受付期間

学校は、自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中に推薦する。（例えば、罹災が4月中の場合は、同年10月31日（消印有効）が受付期限となる。）

5. 申請書類の作成から支援金支給までの手続き

学生等は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦する。

申請書や推薦様式等は、下記の本機構ホームページからダウンロードすること。

JASSO 災害支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

(1) 申請者が日本人学生の場合 (外国人留学生以外の外国籍の学生等を含む。)

1) 【学生】 申請書類の作成

支援金の支給を希望する日本人学生等は、「提出書類一覧」に記載の書類を揃えて在学する学校に提出する。

2) 【学校】 申請資格の確認

学校担当者は、P.1「2. 申請資格」を読み、学生等が申請資格を満たしているかどうかを確認する。

3) 【学校】 提出書類の作成・確認

申請資格を満たしている場合、学校担当者は後記「提出書類一覧」の書類について作成・確認を行う。推薦は、本機構理事長宛てに学校長名で行う。

4) 【学校】 本機構への推薦（郵送）・（データ送信）

学校担当者は、**3)【学校】提出書類の作成・確認**で作成・確認した書類を本機構宛へ推薦する。書類の提出方法については、「提出書類一覧」の提出方法欄を参照のこと。

書類の送付先については、**8. 関係書類の送付先及び照会先**を参照。

※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 災害支援金申請書等在中」と朱書きの上、**申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。**

書類のデータ送信先については、以下のページより、エクセルデータ送信（フォーム送信）をする。

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/gakko_tantoshia/index.html

<提出書類一覧（日本人学生用）>

No.	書類名	作成方法・注意事項	提出方法
①	「様式1_申請書：日本人学生用」	<p>(1)【学生】本機構ホームページより、様式1「申請書」をダウンロードして必要事項を記入し、学校に提出する。</p> <p>(2)【学校】学生から提出された申請書の記入内容に誤りがないかを確認する。特に、<u>申請書の罹災住所が、学校の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と相違ないかを確認する。（父母等の居住する住宅が罹災した場合においても、学校で管理している父母等の住所との照合作業は必ず行うこと。）</u></p>	郵送
②	<p><床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合></p> <p>罹災証明書（コピー可）※1。</p> <p>罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー※2。</p>	<p>(1)【学生】罹災証明書を取得し、学校に提出する。</p> <p>(2)【学校】罹災証明書の罹災住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p> <p>※1 <u>罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。火災の場合、部分焼、ぼやは支給対象外。</u></p> <p>※2 <u>「市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー」で申請した場合は、追って発行された罹災証明書を学校経由で提出すること。床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</u></p>	郵送
	<p><長期避難の場合></p> <p>自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）</p>	<p>(1)【学生】長期避難を証明する書類を学校に提出する。</p> <p>(2)【学校】長期避難を証明する書類となっているか、罹災住所が学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p>	郵送

No.	書類名	作成方法・注意事項	提出方法
③	<p>支援金の振込みを希望する口座の通帳等のコピー (金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの)</p>	<p>(1)【学生】下記振込口座の条件を満たした口座の通帳等のコピーを学校に提出する。 (申請書に記載されている内容の確認のために使用する。)</p> <p>(2)【学校】学生が希望している振込口座が、下記の条件を満たしているかどうかを確認する。</p> <p><振込口座の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者(学生)名義の普通口座のみとする。 ・次の金融機関等は取り扱わない。 農協、外資系銀行、ネットバンク等(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行 等) ・インターネット支店、一定期間取引がない口座(休眠口座)は不可。 	郵送
④	<p><学生本人が外国籍の場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) <p>等、在留資格と在留期間が明記されているもの、いずれか1点。</p>	<p>(1)【学生】在留資格に対応する書類を提出。 ※申請時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を添付する。 なお、法定特別永住者・永住者の人は在留期間が記載された書類の提出は不要。</p> <p>(2)【学校】申請書記載の「外国籍の場合」項番1~3のいずれかに該当することを確認する。</p>	郵送
⑤	<p><学生本人が家族滞在の場合のみ></p> <p>上記④に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本で出生した学生は、その事実を証する書類 ・12歳となった年度末までに日本に入国した学生は、「外国人出入国記録の写し※」(原本) <p>※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録 等、その事実を証する書類</p>	<p>(1)【学生】対応する書類を添付する。</p> <p>(2)【学校】学校が保有する学歴情報と併せて、申請書記載の「外国籍の場合」項番3に該当することを確認する。</p>	郵送

No.	書類名	作成方法・注意事項	提出方法
⑥	「様式2_学校担当者用推薦様式 (日本人学生用)」 ・「様式2_推薦書：日本人学生 学校担当者用」 ・「様式2-別紙_申請者一覧」	【学校】 (1) 本機構ホームページ画面から以下の様 式をダウンロードする。 ・「様式2_学校担当者用推薦様式(日本人 学生用)」(Excel) (2) 様式2 推薦書と別紙の2つのシートに 必要事項を入力する。 (3) <u>ファイル名を「学校番号(6桁) + nihonsuisen + 日付(4桁)」に変更して、</u> 本機構ホームページ画面から送信する。な お、送信の際は、エクセル形式のまま送信 する(送信データは、暗号化された通信(SSL)で保護 される。) (4) 様式2 推薦書と別紙を印刷する(郵 送)。	データ 送信 + 郵送

5) 【学校】 申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果を通知する書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

6) 【JASSO】 支援金の振込

本機構は、審査結果を通知後、申請書に記載された本人名義の口座に支援金を振込む。

(2) 申請者が外国人留学生の場合

1) 【学生】書類の提出

支援金の支給を希望する外国人留学生は、「提出書類一覧」に記載の書類を揃えて在学する学校に提出する。

2) 【学校】申請資格の確認

学校担当者は P.1 「2. 申請資格」を読み、学生等が申請資格を満たしているかどうかを確認する。

3) 【学校】提出書類の作成・確認

申請資格を満たしている場合、学校担当者は「提出書類一覧」にある書類について作成・確認を行う。推薦は、本機構理事長宛てに学校長名で行う。

4) 【学校】本機構への推薦（郵送）・（データ送信）

学校担当者は、3)【学校】提出書類の作成・確認で作成・確認した書類を本機構宛へ推薦する。書類の提出方法については、「提出書類一覧」の提出方法欄を参照のこと。

書類の送付先については、8. 関係書類の送付先及び照会先を参照。

※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 災害支援金申請書等在中」と朱書きの上、申請期間内（消印有効）に簡易書留で送付すること。

書類のデータ送信先については、以下のページより、エクセルデータ送信（フォーム送信）をする。

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/gakko_tantosha/index.html

<提出書類一覧（外国人留学生用）>

No.	書類名	作成方法・注意事項	提出方法
①	<p><床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合></p> <p>罹災証明書（コピー可） ※1。</p> <p>罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー ※2。</p>	<p>(1) 【学生】罹災証明書を取得し、学校に提出する。</p> <p>(2) 【学校】罹災証明書の罹災住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p> <p>※1 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。</p> <p>※2 「市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー」で申請した場合は、追って発行された罹災証明書を学校経由で提出すること。床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を本機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</p>	郵送
	<p><長期避難の場合></p> <p>自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）</p>	<p>(1) 【学生】長期避難を証明する書類を学校に提出する。</p> <p>(2) 【学校】長期避難を証明する書類となっているか、罹災住所が学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一であることを確認する。</p>	郵送
②	<p>・「在留カード」（コピー）</p> <p>・「住民票の写し」（原本）</p> <p>等、在留資格と在留期間が明記されているもの、いずれか1点。</p>	<p>(1) 【学生】在留資格「留学」に対応する書類を提出。</p> <p>※申請時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を添付する。</p> <p>(2) 【学校】申込資格を確認する。</p>	郵送

No.	書類名	作成方法・注意事項	提出方法
③	「様式3_学校担当者用推薦様式 (外国人留学生用)」	<p>【学校】</p> <p>(1) 本機構ホームページ画面から以下の様式をダウンロードする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校担当者用推薦様式(外国人留学生用)」(Excel) <p>(2) 様式3推薦書と別紙の2つのシートに必要な事項を入力する。</p>	郵送
④	<p>・「様式3_推薦書:外国人留学生学校担当者用」</p> <p>・「様式3-別紙_申請者一覧」</p>	<p>【学校】</p> <p>(3) <u>ファイル名を「学校番号(6桁)+ryugakusuisen+日付(4桁)」に変更して</u>、本機構ホームページ画面から送信する。なお、送信の際は、エクセル形式のまま送信する(送信データは、暗号化された通信(SSL)で保護される。)</p> <p>(4) 様式3推薦書と別紙を印刷する(郵送)。</p>	データ送信 + 郵送
⑤	「様式4_申請書・委任状:外国人留学生用」	<p>様式4は、「学校担当者用推薦様式(外国人留学生用)」(Excel)のファイルに保存されている。</p> <p>(1) 【学校】 様式4を印刷する。</p> <p>(2) 【学生】 <u>申請を希望する外国人留学生本人が氏名を自署する。</u></p> <p>※氏名欄以外は学校担当者が記入しても良い。</p>	郵送
⑥	「様式5_振込口座届(外国人留学生 学校担当者用)」	<p>【学校】</p> <p>本機構ホームページより様式5をダウンロードし、下記の条件を満たす口座の必要事項を記入する。</p> <p><振込口座の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校長名義の普通口座のみとする。</u> ・ <u>次の金融機関等とは取り扱わない。</u> 農協、外資系銀行、ネットバンク等(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等) ・ <u>インターネット支店、一定期間取引がない口座(休眠口座)は不可。</u> 	郵送

5) 【学校】申請者への審査結果の通知

本機構は、審査結果を通知する書類を学校に送付するので、学校は、申請者に支給の可否を通知すること。

6) 【学校】支給対象者への支援金の支給

支給対象者に対しては、本機構から「様式5_振込口座届（外国人留学生 学校担当者用）」に記載のあった学校長名義の口座に支援金を振込むので、学校から支給対象者へ支援金を支給すること。

7) 【学校】【学生】「様式6_受領報告書（外国人留学生）」の提出

学校担当者は、支給対象者に支援金を支給した際、本機構から送付する「様式6_受領報告書（外国人留学生）」に受領者本人のサインを得ること。同報告書については、原則として、「JASSO 災害支援金の申請結果について」（学校用）別紙に記載されている振込予定日より1か月以内に本機構へ提出すること。

6. 支給の取消し

本機構は次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、大学等の長を通じて全額を返納させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。
- (2) 支給対象者として適切でないと判断したとき。

7. その他

- (1) 学校担当者は、口座番号不一致や書類不備等の照会に対応すること。
- (2) 災害の規模や状況により、支給時期、支給額等の変更が生じる場合がある。
- (3) 支援内容の検討のため、学校及び支給者にアンケートへの協力を依頼している。学校担当者用アンケートは、本機構ホームページからも回答可能。

8. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室 JASSO 災害支援金担当
〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2
電話：03-6743-3185

JASSO 災害支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金に関するQ & A

<返還の有無>

【Q1】 JASSO 災害支援金は、返還の必要がありますか。

A1. 返還の必要はありません。

<申請資格>

【Q2】 学生が生活の本拠として居住している住宅ではなく、当該学生の父母が居住もしくは商売を営んでいる住宅が罹災し、床上浸水若しくは半壊以上の被害を受けた場合は申請できますか。

A2. 当該学生の父母が、生活の本拠として日常的に使用している国内の住宅であれば申請できます。商売を営んでいる住宅で、生活の実態がない場合は申請できません。

【Q3】 住民登録をしていない場合や、借家、下宿でも対象となりますか。

A3. 住民登録がない場合でも、生活の本拠として居住する住宅であれば対象となります。また、借家や下宿でも対象となります。

【Q4】 研修のため一時的に住んでいた住宅で罹災しましたが、対象となりますか。

A4. 研修・アルバイト等による一時的な住宅は、生活の本拠として日常的に使用している住宅とはいえないため、対象外です。

【Q5】 大学院生と別住所の父母が居住する住宅が罹災しましたが、対象となりますか。

A5. 対象となります。

【Q6】 JASSO 災害支援金と奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金・給付奨学金）を共に受けることはできますか。

A6. それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えば共に受けることは可能です。

【Q7】 現在日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていますが、JASSO 災害支援金の給付を受けると貸与総額が変わりますか。

A7. 貸与中の奨学金とは関係ありませんので、貸与総額が変わることはありません。

【Q8】 日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていません。JASSO 災害支援金を申請できますか。

- A 8. 申請できます。申請資格を満たせば、奨学金の貸与及び給付を受けていない学生・生徒も申請できます。
- 【Q 9】 他の団体の奨学金や災害支援を受けています。申請できますか。**
- A 9. 申請できます。
- 【Q10】 入学前の罹災を理由に申請できますか。**
- A 10. 申請できません。在学中の罹災のみ対象となります。
- 【Q11】 現在、休学していますが、申請できますか。**
- A 11. 休学中の罹災については申請できませんが、罹災後に休学した場合は申請できます。
- 【Q12】 大学 4 年生で罹災しました。来年度、大学院に進学しますが、6 か月以内であれば、進学した大学院から申請できますか。**
- A 12. 申請できません。罹災時の在学において、学籍がある期間内に申請してください。
- 【Q13】 海外留学中ですが申請できますか。なお、留学先は海外大学日本校ではありません。**
- A 13. 学生本人が居住している住所が罹災した場合は、原則的には申請できません。
ただし、短期の留学のため、生活の本拠として居住している日本国内の住宅から一時的に離れている場合は申請可能です。また、学生が短期の留学中に、父母の居住する住居が罹災した場合も申請可能です。
- 【Q14】 海外大学日本校に在学中ですが申請できますか。**
- A 14. 申請可能です。
- 【Q15】 成績不振のため、現在留年中ですが、申請できますか。**
- A 15. 留年中に罹災した場合は申請できません。
- 【Q16】 現在は留年していませんが、成績不振のため、卒業延期が決まっています。申請できますか。**
- A 16. 申請できません。成績不振による留年と同様とみなします。
- 【Q17】 現在は進級していますが、過去に留年した学生は対象になりますか。**
- A 17. 罹災時及び申請時に、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中ではなく、また、推薦時に留年中（留年見込みを含む。）

む。) でなければ、対象となります。

【Q18】 **すでに卒業していますが、在学中の罹災について申請できますか。**

A 18. 申請できません。推薦時に、日本国内の大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程に在学している必要があります。

【Q19】 **通信教育課程所属の学生は申請できますか。**

A 19. 通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程）及び放送大学全科履修課程に在学している学生は申請できます。

【Q20】 **現在、専攻科に属している者は、申請できますか。**

A 20. 申請できます。

【Q21】 **自然災害以外でも対象となりますか。**

A 21. 罹災の原因は、事故等、人的な災害も対象となります。

【Q22】 **罹災事由が異なる場合は、同じ学生でも複数回申請できますか。**

A 22. 同一の災害による支給は 1 回のみですが、罹災の原因となった自然災害等が異なる場合は、改めて申請できます。

【Q23】 **申請書の罹災住所と学校の管理簿に記された届出住所が一致しませんでした。申請できますか。**

A 23. 申請できません。申請書の罹災住所と学校の管理簿上の届出住所は同一である必要があります。

<受付期間>

【Q24】 **申請はいつまで受け付けられますか。**

A 24. 自然災害等が発生した月の翌月から数えて、6 か月を超えない期間内に学校から本機構に推薦書類が到着する必要があります。例えば、罹災が 4 月中の場合は、同年 10 月 31 日（消印有効）が受付期限となります。

<申請・推薦手続き>

【Q25】 **学校ごとに推薦人数の制限はありますか。**

A 25. 制限はありません。申請資格を満たす学生等は全員、申請・推薦してください。

【Q26】 **申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。**

A 26. 返送書類受領後、原則として、1 か月以内に再提出してください。

【Q27】 罹災証明書の記載内容が申請資格を満たさなかつたため、申請を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。

A 27. 取り下げたい該当者の氏名等を記載し、学校名、学（校）長氏名が記載された「申請取下げ依頼」（様式任意）を提出してください。

【Q28】 書類はどこに送ればよいですか。

A 28. 下記の宛先までお送りください。

〒104-8112 東京都中央区銀座 6-18-2

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部寄附金室 JASSO 災害支援金担当

<提出書類>

【Q29】 支援金の振込口座にゆうちょ銀行の口座を使用したいのですが、「様式 1_申請書：日本人学生用」の支店名と口座番号にはどの番号を記載すればよいですか。

A 29. ゆうちょ銀行の通帳に、「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」とある店名と口座番号をご記入ください。

【Q30】 罹災証明書の取得に時間がかかります。罹災証明書がなくても、申請できますか。

A 30. 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）を添付して申請することができます。ただし、追って罹災証明書を提出する必要があります。罹災証明書の提出があったものから支援金の振込みを行います。

なお、罹災証明書は、全壊・半壊・床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものが必要です。断水・停電理由の罹災証明書は対象外です。

【Q31】 罹災証明書に、「全壊・半壊・全焼・半焼失等」の罹災の程度の記載がない場合はどうすればよいですか。

A 31. 支援金の対象となるのは、「半壊（半焼失等を含む）」若しくは「床上浸水」以上の被害を受けた場合ですので、罹災証明書の発行元に被害の程度を必ず確認してください。「部分焼・ぼや」は支援金の対象ではありません。

自然災害による罹災の場合、罹災証明書には住宅の罹災の程度を記載することになっていますので、住宅についての被害の程度を必ず記載してもらってください。

火災の場合で罹災証明書に「全焼・半焼失」の記載がない場合は、罹災証明書に加え、「全焼・半焼失」がわかる書類（火災保険会社による損害状況の確認書類などの写し等）を添付してください。自己申告は認められません。

【Q32】 「自然災害等による長期避難の場合」を証明する書類は何を提出すればよいですか。

A 32. 自治体の指示による住居への立入禁止の危険な状態が1か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料を提出してください。自己申告は認められません。

【Q33】 「様式 4_申請書・委任状：外国人留学生用」にある、学部・学科・研究科名、学籍番号、学年、罹災住所、氏名は全て留学生が記入する必要がありますか。

A 33. 学部・学科・研究科名、学籍番号、学年、罹災住所については、学校担当者が記入してもかまいません。ただし、氏名だけは必ず留学生に記入してもらってください。

<支給時期>

【Q34】 申請後、何日後に支給されますか。

A 34. 災害の状況、申請者の人数により異なります。支給日は学校を通じてお知らせします。

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」申請書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えて JASSO 災害支援金の支給を申請します。

学校名			
学部・学科・研究科名			
学籍番号	学 年		年
氏名（自署）			
罹災住所			
罹災住所の居住状況	本人居住 ・ 本人非居住		
罹災日			
罹災事由			
罹災状況	全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水・長期避難		
連絡先電話番号			
振込口座 <small>・学生本人名義の普通預金口座に限ります。 ・以下の金融機関は取扱いをしていません。 農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等） ・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。</small>	金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	
	支店名	支 店	
	口座番号		
	口座名義（カナ）		
外国籍の場合 <small>・該当する在留資格の番号を○で囲んでください。 ・いずれにも該当しない場合は、申請できません。</small>	1 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー）	
	2 定住者で、将来日本に永住する意思がある。	・「住民票の写し」（原本）等のうち1点	
	3 家族滞在で、将来日本に定着し就労する意思があり、次の全てに当てはまる。 <small>・日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本に入国した。 ・日本の小学校、中学校、高等学校を卒業した（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。</small>	・「在留カード」（コピー） ・「住民票の写し」（原本）等のうち1点 + ・日本で出生したことを証する書類 又は「外国人出入国記録の写し※」（原本）等 ※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録	

【添付書類】

以下の書類を添えて、学校に提出してください。

- ・罹災証明書（コピー可）、罹災証明書がすぐに発行されない場合は市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー
- ・外国籍の場合は、表中の在留資格に対応した書類を添付

※ ご記入いただいた情報は、JASSO 災害支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」推薦書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

学校名

学(校)長

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていることを確認した者 _____ 名を別紙の申請者一覧のとおり推薦します。

【確認事項】

- ・申請者は、日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中であり、入学前及び休学中に発生した災害についての申請ではない。
- ・申請者は、学生等又はその父母等が日常的に使用している日本国内の住宅について半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた、又は自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
- ・申請者は、罹災時、推薦時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中（留年見込みを含む。）ではない。
- ・申請者又は父母等の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所（学校届出住所）と同一である。

学校事務連絡担当者

郵便番号：

住所：

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

学校番号					区分		
					-		

(様式2 - 別紙_申請者一覧)

学校番号					区分		学校名	人数	名
					-				

通 番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	漢字氏名	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由	罹災状況	罹災住所に 父母等居住
	罹災証明書	罹災証明の申 請書類一式								※台風を事由とし て発生した災害 は、必ず「台風」 を選択してくださ い。		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

学校番号					区分	学校名	JASSO大学	
1	0	2	3	4	5	-	0	1
人数							2	名

推薦書(様式2)に入力したものが反映されま

ブルダウンで下記の中から選択してください。
「台風」(以下は台風を除く)
「大雨」「暴風・突風・竜巻」「地震」
「大雪」「落雷」「噴火」「その他」

罹災住所に父母等のみ居住している場合は、ブルダウンで「○」を選択してください。

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	漢字氏名	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由 <small>※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。</small>	罹災状況	罹災住所に父母等居住
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式										
1	○		▲▲学部▲▲▲▲学科	FG11D1111	2年	●●● ●●	△△△△ △△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月14日	台風	半壊	○
2		○	大学院修士課程△△研究科	Y14A1234	M2年	●● ●●	△△△△ △△△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月20日	落雷	半焼失	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

学生から提出された証明書類により、「罹災証明書」または「罹災証明の申請書類一式」に○をしてください。

ブルダウンで学年を選択してください。なお、大学院修士課程の場合はM1~M3、博士課程の場合はD1~D4から選択してください。

西暦年月日(年/月/日)で入力してください。例: 2014/10/05と入力→2014年10月5日と表示されます。

ブルダウンで下記の中から選択してください。
「全壊」「半壊」
「全焼」「半焼」
「全流出」「半流出」
「全埋没」「半埋没」
「床上浸水」
「長期避難」

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」推薦書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

学校名

学(校)長

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請要項に基づき、下記の事項を全て満たしていると確認した者 _____ 名について、別紙の申請者一覧のとおり推薦します。
JASSO災害支援金の支給は、振込口座届に記載の学(校)長名義の口座に振込みを依頼します。

【確認事項】

- ・申請者は、「留学」の在留資格で日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中であり、入学前および休学中に発生した災害についての申請ではない。
- ・申請者は、学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅について半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた、または自治体の避難勧告等による住宅への立入禁止等が1か月以上継続した学生等である。
- ・申請者は、罹災時、推薦時のいずれにおいても、成績不振又は長期欠席等(停学等の学校処分を含む。)による留年中(留年見込みを含む。)ではない。
- ・申請者の罹災時の居住住所が、学校等の管理簿等に記された住所(学校届出住所)と同一である。

学校事務連絡担当者

郵便番号：

住 所：

部 署 名：

氏 名：

電 話 番 号：

学校番号					区分		
					-		

(様式3 - 別紙_申請者一覧)

学校番号							区分
0	0	0	0	0	0	0	- 0 0

学校名	0
人数	0名

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名 (アルファベット)	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由 <small>※台風を事由として発生した災害は、必ず「台風」を選択してください。</small>	罹災状況
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式									
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

記入例(様式3 - 別紙_申請者一覧)

学校番号					区分	学校名	JASSO大学	
1	0	2	3	4	5	-	0	1
人数							2名	

推薦書(様式3)に入力したものが反映されます。

プルダウンで下記の中から選択してください。
 「台風」(以下は台風を除く)
 「大雨」「暴風・突風・竜巻」「地震」
 「大雪」「落雷」「噴火」「その他」

通番	添付書類		学部・学科・研究科名	学籍番号	学年	氏名(アルファベット)	カナ氏名	罹災住所 (都道府県から入力してください)	罹災日	罹災事由	罹災状況
	罹災証明書	罹災証明の申請書類一式									
1	<input type="radio"/>		▲▲学部▲▲▲▲学科	FG1111111	2年	●●●●●●●●●●	△△△△△ △△△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月14日	台風	半壊
2		<input type="radio"/>	大学院修士課程△△研究科	Y14A1234	M2年	●●●●●●●●●●	△△△△ △△△△△△	●●●●●●●●●●	2018年9月20日	落雷	半焼失
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

学生から提出された証明書類により、「罹災証明書」または「罹災証明の申請書類一式」のどちらかに○をしてください。

プルダウンで学年を選択してください。
 なお、大学院修士課程の場合はM1～M3、博士課程の場合はD1～D4から選択してください。

西暦年月日(年/月/日)で入力してください。
 例: 2014/10/05と入力
 →2014年10月5日と表示されます。

プルダウンで下記の中から選択してください。
 「全壊」「半壊」
 「全焼」「半焼」
 「全流出」「半流出」
 「全埋没」「半埋没」
 「床上浸水」
 「長期避難」

年 月 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請書・委任状

学校番号					区分	
					-	

_____ 名 学校名： _____

事務担当者氏名： _____

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請要項に基づき、JASSO災害支援金の支給を申請します。

なお、JASSO災害支援金の受領及び返納方について、学（校）長 _____ 氏に委任します。

通番	学部・学科・ 研究科名	学籍番号	学年	罹災住所	氏名（アルファベット） ※自署
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」振込口座届

学校名 _____

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」について、下記口座へ振込みを依頼します。

振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合
	支店名	支店
	口座番号	
	口座名義 (漢字)	
	口座名義 (カナ)	

- ※ 学 (校) 長名義の普通口座に限ります。
- ※ 農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等 (新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等) の金融機関は取扱いをしていません。
- ※ 該当する金融機関種別 (銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合) に○を付してください。

学校番号					区分		
					-		

年 月 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」受領報告書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

JASSO災害支援金の支給決定者が、支援金（10万円）を以下のとおり受領しましたので報告します。

学校番号	区分
	-

学校名：

担当者氏名：

区分	学部・学科・ 研究科名	学籍番号	学年	氏名（アルファベット）	受領年月日	受領サイン（自署）
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	